

●食品に残留する農薬等について(ポジティブリスト制度)

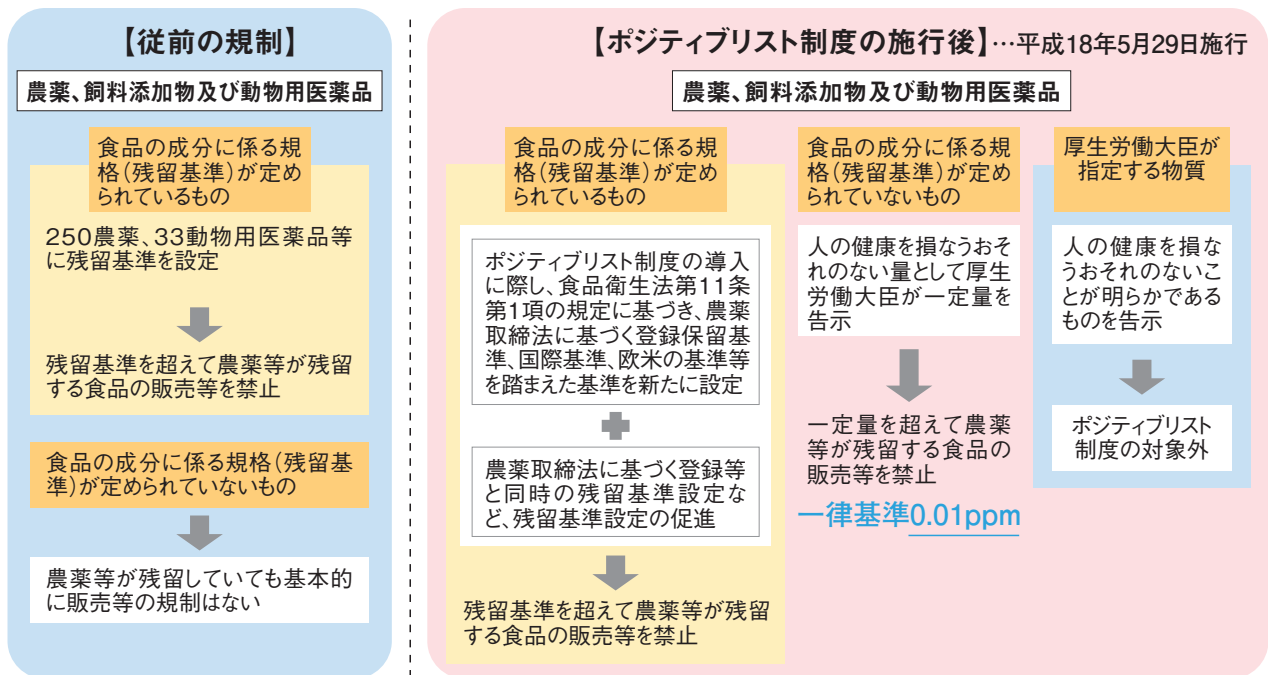
平成15年の食品衛生法改正に基づき、食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(以下「農薬等」という。)について、残留基準が設定されていない農薬等が一定の量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止するいわゆるポジティブリスト制度を導入することとし、平成18年5月29日から施行されています。

ポジティブリスト制度では、原則、すべての農薬等に残留基準(一律基準を含む)を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等の禁止を行うこととしています。

この制度の導入により、例えば、残留基準が設定されていない無登録農薬が一律基準を超えて食品に残留していることが明らかになった場合など、従前では規制ができなかった事例についても、規制の対象となります。

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の施行

(食品衛生法第11条第3項関係)



食品に残留する農薬等の安全確保

基準等の策定

- 食品規格の一つとして、食品に残留する農薬等の残留基準を設定
- ・819農薬等に残留基準を設定(平成22年5月末現在)
- ・残留基準が定められていない農薬等は一律基準
- 分析法の開発

消費者等への情報提供

- ホームページを通じた情報の提供

<http://www.mhlw.go.jp/>→行政分野ごとの情報→食品→食品安全情報→分野別施策→食品中の残留農薬・動物用医薬品・飼料添加物(ポジティブリスト制度など)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/index.html>

残留実態、摂取量把握

- 農薬等の残留実態調査(モニタリング調査)
- 農薬等の摂取量調査(マーケットバスケット調査)

抗生物質耐性菌による食品の汚染防止

- 食品中のVRE(バンコマイシン耐性腸球菌)調査

●食品中の汚染物質対策

食品中の汚染物質については、国内に流通する食品(国産品、輸入品の別を問わない)中の汚染実態や曝露状況等を踏まえ、必要に応じて食品衛生法第11条に基づく規格基準を設定しています。

厚生労働省では、平成16年度より、食品中の汚染物質について、広範にわたる食品中の含有濃度の実態調査と季節毎に実施する3日間の食品別摂取量調査を実施しており、その結果に基づき、精密な汚染物質曝露量を確率論的に推定し、摂食指導や基準値の設定・見直し等のリスク低減対策の必要性を検討する上での基礎データとしています。

規格基準設定の基本的な考え方

- コーデックス規格が定められている食品については、我が国でも規格基準の設定を検討することとし、原則としてコーデックス規格を採用する。
- 我が国の食料生産の実態等からコーデックス規格を採用することが困難な場合は、関係者に対し汚染物質の低減対策に係る技術開発の推進等について要請を行うとともに、必要に応じて関係者と連携し、ALARAの原則※に基づく適切な基準値又はガイドライン値等を設定する。
- 国内に流通する食品中の汚染物質の汚染実態及び国民の食品摂取量等を踏まえると直ちに規格基準の設定が必要でないと判断される場合は、将来にわたって、適宜見直しを行う。

※「合理的に達成可能な範囲でできる限り低くする」(As low as reasonably achievable)という考え方。

汚染物質対策の取組み例

●メチル水銀

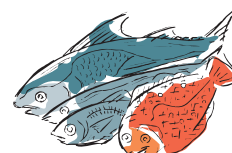
魚介類中の暫定規制値の設定、妊婦に対する摂食指導

●カドミウム

米中の基準値の設定、農地における低減対策の推進

●ダイオキシン類

トータルダイエツトスタディによる通常食生活における摂取量の推定



●食品添加物の安全確保

食品添加物の種類

- **指定添加物 (403品目)** (平成22年5月末現在)
食品衛生法第10条に基づき、厚生労働大臣が定めたもの。食品衛生法施行規則別表第1に収載 (ソルビン酸、キシリトールなど)
- **既存添加物 (418品目)**
平成7年の法改正の際に、我が国において既に使用され、長い食経験があるものについて、例外的に指定を受けることなく使用・販売等が認められたもの。 **既存添加物名簿**に収載 (クチナシ色素、柿タンニンなど)
- **天然香料 (約600品目)**
動植物から得られる天然の物質で、食品に香りを付ける目的で使用されるもの (バニラ香料、カニ香料など)
- **一般飲食物添加物 (約100品目)**
一般に飲食に供されているもので添加物として使用されるもの (イチゴジュース、寒天など)

食品添加物の表示

原則として食品に使用した添加物はすべて表示することを義務づけ

食品添加物の規格及び使用基準

必要に応じて規格や使用基準等を設定

既存添加物の安全性確保

既存添加物の安全性の確認を推進し、問題のある添加物等の名簿からの削除→製造・販売・輸入等の禁止

発がん性が認められたアカネ色素 (着色料) は平成16年10月に名簿から削除された

食品添加物の摂取状況

食品添加物の一日摂取量調査を実施

実際の市場から仕入れた食品中の添加物の種類と量を検査し、許容一日摂取量 (ADI) の範囲内にあるかどうかを検討

指定添加物の国際的整合化

国際的に安全性が確認され、汎用されている添加物の指定に向けた取組み

① JECFAで国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認され、かつ、② 米国及びEU諸国等で使用が広く認められており、国際的に必要性が高いと考えられる46品目及び香料については、国が主体となって安全性データの収集、分析を行うなど指定に向けた取組みを推進

添加物が新たに指定される場合

